

【事務の整理】

(環境庁)

項 目	地方六団体意見 (年月日)	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
自 然 公 園	(H8.10.30) ・国立公園の行為許可は、都道府県の法定受託事務とする。  ・国定公園の行為許可は、都道府県の自治事務とする。	自然公園法 (別紙1の24) ・国立公園内における軽微な行為許可は、当分の間、都道府県からの申し出により、都道府県の法定受託事務 (法17条3項ほか)。  ・国定公園内における行為許可は、都道府県の自治事務 (法17条3項ほか)。	[40条関係] ・計画どおり措置 (法40条の3第9項により政令で規定)。  ・計画どおり措置 (法17条3項ほか)。
鳥 獣 保 護	(H8.10.30) ・猟区の設定等の認可は、都道府県の自治事務とする。	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律 (別紙1の40) ・都道府県設鳥獣保護区の設定の事務は、都道府県の自治事務 (法8条ノ8第1～4項ほか)。	[38条関係] ・計画どおり措置 (法8条ノ8第1～4項ほか)。
環 境 ・ 公 害	(H8.10.30) ・国は法令で基準設定等のみを行い、その他は自治事務とする。	環境基本法 (別紙1の26) ・環境基準の類型を当てはめる地域又は水域を指定する事務のうち、水質及び交通騒音を指定する事務は都道府県の法定受託事務 (法16条)。  ・その他の騒音に関し指定する事務は、都道府県の自治事務 (法16条)。  大気汚染防止法 (別紙1の28) ・総量規制基準の設定、大気汚染の状況の常時監視は、都道府県の法定受託事務 (法5条の2第1項、22条)。  ・指定ばい煙総量削減計画を定める事務は、都道府県の自治事務 (法5条の2第1項)。	[53条関係] ・左記のうち、二以上の都道府県の区域にわたり、政令で定めるものは、国の直接執行事務、他は都道府県の法定受託事務 (法16条2項、40条の2)。 ・計画どおり措置 (法16条)。  [41条関係] ・計画どおり措置 (法5条の2第1項、22条、31条の2)。  ・計画どおり措置 (法5条の2第1項、31条の2)。

【事務の整理】

(環境庁)

項 目	地方六団体意見 (年月日)	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
<p>環 境 ・ 公 害 (つづき)</p>	<p>(H8.10.30)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国は法令で基準設定等のみを行い、その他は自治事務とする。</li> </ul>	<p>水質汚濁防止法 (別紙1の30)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総量規制基準の設定,水質汚濁の状況の常時監視,水質の測定計画の作成は,都道府県の法定受託事務(法4条の5第1項,15条,16条1項)。</li> <li>・総量削減計画を定める事務は,都道府県の自治事務(法4条の3)。</li> </ul> <p>騒音規制法 (別紙1の31)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通騒音の監視,監視結果の国への報告は,都道府県,政令で定める市町村の法定受託事務(新規)。</li> <li>・規制基準の設定は,都道府県,指定都市,中核市,人口20万以上の市の自治事務(法4条)。</li> </ul> <p>農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 (別紙1の34)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農用地の土壌汚染の状況の常時監視,監視結果の国への報告は,都道府県の法定受託事務(新規)。</li> <li>・その他の事務は,都道府県の自治事務(法3条ほか)。</li> </ul> <p>特定水道利水障害防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法 (別紙1の37)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道水源水域における特定項目についての測定計画の作成は,都道府県の法定受託事務(法24条)。</li> <li>・その他の事務は,都道府県,政令で定める市の自治事務(法11条ほか)。</li> </ul>	<p>[43条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画どおり措置(法4条の5第1項,15条,16条1項,28条の2)。</li> <li>・計画どおり措置(法4条の3)。</li> </ul> <p>[42条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画どおり措置(法18条,26条)。</li> <li>・計画どおり措置(法4条)。</li> </ul> <p>[44条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画どおり措置(法11条の2,16条の2)。</li> <li>・計画どおり措置(法3条ほか)。</li> </ul> <p>[54条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画どおり措置(法24条,27条の2)。</li> <li>・計画どおり措置(法11条ほか)。</li> </ul>

【事務の整理】

(国土庁)

項 目	地方六団体意見（年月日）	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
土地利用基本計画	(H8. 10. 30) ・土地利用基本計画の策定は、地方公共団体の自治事務とすべき。	国土利用計画法（別紙1の52） ・土地利用基本計画の策定等は、都道府県の自治事務。（法9条） ・規制区域の指定等は、都道府県の自治事務。（法12条） ・監視区域の指定等は、都道府県及び指定都市の自治事務。（法27条の2）	[84条関係] ・計画どおり措置（法9条、44条の2）
工場立地制限	(H8. 10. 30) ・許可事務は自治事務。	首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律（別紙1の43） ・工業等制限区域内における制限施設の新設又は増設の許可は、都県、指定都市の自治事務。（法4条ほか）  近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律（別紙1の46）も同様の整理。	[61条関係] ・計画どおり措置(法改正なし)

【事務の整理】

(国土庁)

項 目	地方六団体意見（年月日）	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
地域振興	<p>(H8. 10. 30)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各地域振興立法に基づく計画の策定等の事務は自治事務とし、必要な範囲で国との事前協議等を必要とする。</li> </ul>	<p>山村振興法（別紙1の56）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>山村振興計画の作成等は、都道府県の自治事務。（法8条）</li> <li>計画の作成に係る内閣総理大臣の承認は、同意を要する協議とする。（法8条1項）</li> </ul> <p>以下の法律においても同様の整理</p> <p>離島振興法（別紙1の55）          新産業都市建設促進法（別紙1の59）          工業整備特別地域整備促進法（別紙1の60）          地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（別紙1の61）          奄美群島振興開発特別措置法（別紙1の65）          小笠原諸島振興開発特別措置法（別紙1の66）</p>	<p>[74条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画どおり措置(法改正なし)</li> </ul>

【事務の整理】

(文部省)

項 目	地方六団体意見 (年月日)	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
就学校の指定	(H7. 11. 15) ・市町村教委の団体事務とすべき。 (中間報告H8. 3. 29前のため)	学校教育法 (別紙 1 の127) ・市町村教委の自治事務。(令 5 条)	[126条関係] ・政令要確認 (具体の事務は法 2 2 条 2 項により政令委任)。
学級編制の基準設定	(H8. 10. 30) ・都道府県教委の自治事務とすべき。	義務教育諸学校標準法 (別紙 1 の132) ・都道府県教委の自治事務。(法 3 条)	・計画どおり措置(法改正なし)
学校法人の認可 ・監督	(H9. 3. 11) ・都道府県の自治事務とすべき。	私立学校法 (別紙 1 の118) ・寄附行為の認可等は、都道府県の法定受託事務。 (法 3 1 条ほか)	[132条関係] ・計画どおり措置 (法 3 1 条ほか、第 6 5 条 3)。
幼稚園の設置 廃止等の認可	(H8. 2. 13) ・幼稚園の設置に関する認可等の事務は、都道府県の自治事務とすべき。	私立学校法 (別紙 1 の118) ・私立学校の設置廃止等の認可は、都道府県の自治事務。(法 5 条) 学校教育法 (別紙 1 の127) ・公立幼稚園の設置廃止等の認可は、都道府県教委の自治事務。(法 4 条)	・計画どおり措置(法改正なし)
教育に関する機 関委任事務	(H8. 2. 13) ・自治事務とすべき。	【教育委員会関係】 ・県費負担教職員の任免等、多くの事務は自治事務。但し、以下は法定受託事務。 教科用図書無償措置法 (別紙 1 の129) ・教科用図書の受領及び給付に関する事務等。(令 1 条ほか) … 手続の一部 産業教育振興法 (別紙 1 の122) ほか ・補助金申請書等の経由等は都道府県教委の法定受託事務。(令 5 条ほか) … 経由事務	・計画どおり措置 (具体の事務は各法により、政令委任)。

【事務の整理】

(厚生省)

項 目	地方六団体意見（年月日）	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
廃棄物	(H8. 10. 30) ・産業廃棄物処理施設の設置許可は都道府県の自治事務とすべき。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(別紙1の157) ・産業廃棄物処理施設の設置許可等(法15条)・構造変更許可等(法15条の2及び15条の2において準用する9条)・許可の取消等(法15条の3)・継承届出の受理(法15条の4において準用する法9条の5)は、都道府県・保健所設置市・特別区の法定受託事務。	[221条関係] ・計画どおり措置(法24条の4)
保育所	(H8. 2. 13) ・保育所の設置に関する認可等の事務は自治事務とする。	児童福祉法(別紙1の205) ・児童福祉施設の設置の認可等(法35条)・取消(法58条)は、都道府県・指定都市・中核市の自治事務。  ※児童福祉施設の設置認可に係る国の関与の在り方については、社会福祉の制度体系の見直しの中で検討する。	[149条関係] ・計画どおり措置(法改正なし)
生活保護	(H8. 2. 13) ・生活保護の決定・実施の事務は自治事務とする。	生活保護法(別紙1の197) ・生活保護の決定・実施に関する事務等は、都道府県・市・福祉事務所設置町村の法定受託事務。 (法19条1項～5項、23条、24条1項・5項、25条1項・2項、26条～29条、30条～37条、48条、61条～63条、65条、76条、77条、80条、81条)	[171条関係] ・計画どおり措置(法84条の4)
民生委員	(H8. 10. 30) ・大臣の委嘱権限を維持する場合には、推薦者と委嘱者は別の責任主体として構成すべき。	民生委員法(別紙1の198) ・民生委員の推薦事務は、都道府県・指定都市・中核市の自治事務。 (法5条・7条)	[159条関係] ・計画どおり措置(法改正なし)

【事務の整理】

(厚生省)

項 目	地方六団体意見（年月日）	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
医療法人及び社会福祉法人	<p>(H9.3.11)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療法人及び社会福祉法人の認可、業務監督については、自治事務とすべき。</li> </ul>	<p>医療法（別紙1の174）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療法人の設立認可（法44条）・取消（法65条・66条）等及び業務監督（法63条・64条）等は、都道府県の自治事務。</li> </ul> <p>※医療法人の設立認可の取消しに係る厚生大臣の指示（新規）</p> <p>社会福祉事業法（別紙1の195）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人の設立認可（法29条・30条）及び監督業務（法54条・55条）等は、都道府県指定都市・中核市の法定受託事務。</li> </ul>	<p>[165条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画どおり措置(法改正なし)</li> </ul> <p>[175条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画どおり措置（法83条の3）</li> </ul>
水道	<p>(H8.10.30)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道事業に係る認可は都道府県の自治事務とすべき。</li> </ul>	<p>水道法（別紙1の168）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道事業の認可、水道用水供給事業の認可、その他水道事業等の監督に関する事務は、都道府県の自治事務。（法6条、9条～11条、13条～14条、26条、29条～31条、35条～38条、41条及び42条：46条及び施行令7条による委任）</li> <li>水道事業については、給水人口5万人超の事業のうち水利調整が必要と認められるもの以外の事業の監督に関する事務を都道府県に委譲。</li> </ul>	<p>[194条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画どおり措置(法改正なし)ただし、現行法上、都道府県知事に事務委任されているものに限る。</li> </ul>
社会保険関係事務(地方事務官)	<p>(H9.2.17)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国が保険者となり全国一律に運営される国の事業であるが、利用者の利便・効率性の観点から都道府県の法定受託事務とすべき。</li> </ul>	<p>健康保険法（別紙1の210）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保険医療機関等の指定等に関する事務等は、国の直接執行事務。（法43条ノ3、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令2条、2条の2）</li> </ul>	<p>[146条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画どおり措置（法43条2項）（厚生大臣及び社会保険庁長官権限の一部は、政令で地方社会保険事務局長等に委任可（法10条1項））</li> </ul>

【事務の整理】

(厚生省)

項 目	地方六団体意見（年月日）	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
社会保険関係事務(地方事務官) (つづき)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険庁長官の指定する地域に居住する日雇特例被保険者手帳の交付及び收受等に関する事務等は、市町村の法定受託事務。(法69条の9：法69条の10及び施行令4条による委任)等 厚生年金保険法（別紙1の213）</li> <li>・任意適用事業者の適用の認可及び適用取消しの認可に関する事務その他任意単独被保険者の認可に関する事務等は、国の直接執行事務。 (法6条、8条、10条～11条、18条、21条～24条、24条の2、25条、27条、29条～31条、82条の2、98条、100条、附則4条の3、附則4条の5)等 船員保険法（別紙1の214）</li> <li>・被保険者の資格及び被保険者の種別、標準報酬、被保険者証及び被扶養者証、保険給付及び船舶所有者の承認に関する事務その他現物報酬の価額の決定に関する事務等は、国の直接執行事務。 (法3条、4条、4条ノ2、8条、9条、9条ノ2、9条ノ3)等 国民年金法（別紙1の215）</li> <li>・被扶養配偶者の認定（法7条：施行令4条の3による委任）、被保険者の任意脱退の承認（法10条）、国民年金手帳の作成及び交付（法13条）に関する事務等は、国の直接執行事務。</li> <li>・被保険者等の資格等の届出の受理等に関する事務等は、市町村の法定受託事務。(12条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政令要確認（法69条の103項）（具体の事務は政令に委任）</li> <li>[187条関係]</li> <li>・計画どおり措置（法6条4項等）（社会保険庁長官権限の一部は、政令で地方社会保険事務局長等に委任可（法4条1項））</li> <li>[147条関係]</li> <li>・計画どおり措置（法3条等） （厚生大臣又は社会保険庁長官権限の一部は、政令で地方社会保険事務局長等に委任可（法9条の41項））</li> <li>[199条関係]</li> <li>・計画どおり措置(法10条等) （社会保険庁長官権限の一部は、政令で地方社会保険事務局長等に委任可（法5条の21項））</li> <li>・省令要確認（法12条5項） （具体の事務は省令に委任）</li> </ul>



【事務の整理】

(厚生省)

項 目	地方六団体意見（年月日）	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
社会保険関係事務（地方事務官） （つづき）			[200条関係] ・市町村の法定受託事務とされている国民年金の印紙検認事務を廃止（平成14年4月1日）するとともに、国民年金基金又は社会保険庁長官の指定する者は、被保険者の委託を受けて保険料の納付に関する事務を行うことができる。（法92条2項(政令要確認)、附則第1条2号） ・平成17年3月31日までの間においては、政令で定めるところにより、保険料の収納事務の一部は市町村が処理することとすることができる。（法附則9条の3の4（政令要確認））

【事務の整理】

(農林水産省)

項 目	地方六団体意見 (年月日)	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
農業振興地域	<p>(H8.10.30)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業振興地域整備基本方針の作成は、都道府県の自治事務とし、国の承認を廃止して、事前協議制へ移行。</li> <li>・ 農業振興地域の指定は、都道府県の自治事務とし、地方農政局との事前協議を廃止。</li> <li>・ 農業振興地域整備計画の作成は、市町村の自治事務とし、都道府県知事の認可を廃止して、事前協議制へ。</li> <li>・ 農用地区域内の開発行為許可は、市町村の自治事務とする。</li> </ul>	<p>農業振興地域の整備に関する法律 (別紙1の252)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業振興地域整備基本方針の作成 (法4条)・変更 (法5条) は、都道府県の自治事務。(国の承認 (作成に係る承認→法4条5項、変更に係る承認→法5条2項で準用する法4条5項) を廃止して、事前協議制へ移行)</li> <li>・ 農業振興地域の指定 (法6条1項) と変更・解除 (法7条1項) は、都道府県の自治事務。(地方農政局長との事前協議を廃止)</li> <li>・ 農業振興地域整備計画の作成 (法8条1項) は、市町村の自治事務。(当該整備計画の作成に係る都道府県知事の認可 (法8条4項) を廃止→事前協議制へ移行)</li> <li>・ 農用地区域内の開発行為の許可 (法15条の15) は、都道府県の自治事務。</li> <li>・ 許可を受けずに開発行為を行った者等に対する中止又は現状回復命令 (法15条の16) は、都道府県の自治事務。</li> </ul>	<p>[農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画どおり措置。(法4条、5条)</li> </ul> <p>[285条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画どおり措置。(法改正なし)</li> <li>・ 農業振興地域の指定等に係る農政局協議の廃止は、通達改正により対応。</li> <li>・ 計画どおり措置。(法改正なし)</li> <li>・ 計画どおり措置。(法8条4項、農用地利用計画については都道府県知事の同意を要する。)</li> <li>・ 計画どおり措置。(法15条の15、開発行為許可申請は当該開発行為地を管轄する市町村長を経由。(15条の15第2項))</li> <li>・ 計画どおり措置。(法改正なし)</li> </ul>

【事務の整理】

(農林水産省)

項 目	地方六団体意見 (年月日)	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
農地転用	<p>(H8. 10. 30)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2ha超の農転許可は、都道府県の自治事務とする。(大規模かつ重要な農転は、国との事前協議が必要)</li> <li>・ 2ha以下の農転許可は、市町村の自治事務とする。</li> </ul>	<p>農地法 (別紙1の267)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4ha超の農転許可は、国の直接執行事務。(現行どおり)</li> <li>・ 2ha超4ha以下の農転許可は、都道府県の法定受託事務。(国との事前協議が必要) (法4条1項、5条1項)</li> <li>・ 2ha以下の農転許可を自治事務とすることの可否については、①許可事務が現に都道府県で実施されていること、②地方分権の推進、③国民への食糧の安定供給、の観点から、現在進められている農業基本法の見直し*を踏まえて行われる農地制度の見直しにおいて検討。</li> </ul> <p>※「食料・農業・農村基本法案」→H11.3の閣議決定後、H11通常国会に提出。</p>	<p>[266条関係]</p> <p>【措置済み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2ha超4ha以下の農転許可については、国から都道府県に移譲(都道府県の法定受託事務(国との事前協議が必要))済み(H10法56号による農地法の一部改正)であり(法91条の2)、優良農地の滅失・改廃の防止等のための国から都道府県への指示に係る改正法案(法89条2項～4項)は、H11通常国会に提出。</li> </ul> <p>【未措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2ha以下の農転許可の事務区分については、今後の農地制度見直し時に検討することとし、今回は法定受託事務として整理。(法91条の2)</li> </ul>

【事務の整理】

(農林水産省)

項 目	地方六団体意見 (年月日)	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
保安林	<p>(H9.2.20)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保安林の指定・解除は、都道府県の自治事務とする。</li> <li>国土保全上重要な保安林は、国との事前協議で対応。</li> </ul>	<p>森林法 (別紙1の289)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①国有保安林、②民有林の流域保全保安林 (法25条1号～3号)のうち、二以上の都府県にまたがる流域と一都道府県で完結する流域であっても国土保全上又は国民経済上特に重要な流域に係るもの、に係る指定・解除及び指定施業要件の変更 (法25条、26条、33条の2) は、国の直接執行事務。</li> <li>上記②以外の民有林の流域保全保安林 (一都道府県で完結し、国土保全上又は国民経済上特に重要な流域に係るもの以外)に係る指定・解除<sup>*1・*2</sup>及び指定施業要件の変更 (法25条、26条、33条の2) は、国から都道府県に移譲。(都道府県の法定受託事務)</li> <li>流域保全保安林以外の4号以下民有保安林 (法25条1項4号～11号)に係る指定・解除<sup>*3</sup>及び指定施業要件の変更 (法40条、令5条による委任事務) は、都道府県の自治事務。</li> </ul> <p>※1→民有林の流域保全保安林(一都道府県で完結し、国土保全上又は国民経済上特に重要な流域に係るもの以外)のうち、①治山事業施行地に係るもの、②一定面積以上 (指定理由の消滅に係るものは1ha以上、公益上の理由による場合は5ha以上)のもの、に係る指定の解除は、国との同意を要する協議が必要。</p>	<p>[262条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画どおり措置。(法25条1項、26条1項、33条の2第1項)</li> <li>計画どおり措置。(法25条の2第1項、26条の2第1項・第2項、33条の2第1項、196条の2第1号)</li> <li>計画どおり措置。(法40条 (権限委任規定) は削除、法25条の2第2項、26条の2第1項・第2項、33条の2第1項)</li> <li>計画どおり措置。(法26条の2第1項・第2項、同条4項1号・2号、② (1号)の面積要件は政令で規定)</li> </ul>

【事務の整理】

(農林水産省)

項 目	地方六団体意見 (年月日)	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
保安林 (続き)		<p>※2→①国が策定した保安林整備計画に即して国土保全の観点から特に必要な場合、②法32条に規定する異議意見書の提出があったときに広域的・公平的な観点から特に必要な場合、国は都道府県に対して保安林の指定・解除を指示することができる。</p> <p>※3→治山事業施行地に係る4号以下民有保安林の解除は、国との同意を要する協議が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保安林予定森林等に関する告示に係る意見書(法32条1項に規定する異議意見書)の提出があったときに、保安林指定の目的達成その他公益上の理由により特別の必要があると認められる場合、農林水産大臣は都道府県知事に対して保安林の指定・解除に関し必要な指示をすることができる。(法32条5項)</li> <li>計画どおり措置。(法26条の2第1項・第2項・第4項第2号)</li> </ul>
森林計画	<p>(H9. 2. 20)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>林地開発許可は、都道府県の自治事務とする。</li> </ul>	<p>森林法(別紙1の289)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域森林計画の対象民有林の開発行為(林地開発行為)の許可(法10条の2)は、都道府県の自治事務。</li> <li>許可を受けずに開発行為を行った者等に対する中止又は現状回復命令(法10条の3)は、都道府県の自治事務。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画どおり措置。(法改正なし)</li> <li>計画どおり措置。(法改正なし)</li> </ul>

【事務の整理】

(通産省)

項 目	地方六団体意見 (年月日)	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
工場立地	(H8. 10. 30) ・ 指導監督等の事務は都道府県の自治事務。	工場立地法(別紙1の337) ・ 特定工場の届出の受理、勧告、変更命令、実施制限期間短縮に関する事務は都道府県・指定都市の自治事務。(法6条、7条、8条、9条ほか)	[318条関係] ・ 計画どおり措置(法改正なし)
商工会議所	(H8. 10. 30) ・ 設立認可等の事務は都道府県の自治事務。	— [参考] 商工会議所法(別紙1の333) ・ 特定商工業者の基準引き上げの許可、法定台帳作成期間の延長許可その他商工会議所の許認可に関する事務は都道府県の自治事務。(法7条、10条、12条ほか)	—
商工業・中小企業	(H8. 1. 10) ・ 都道府県内の商工組合等の設立認可等の権限を都道府県へ移譲。  ・ 都道府県内の中小企業等協同組合の設立認可等の権限を都道府県へ移譲。  ・ 中小企業等協同組合からの報告徴収、業務会計状況の検査権限を都道府県へ移譲。 〔・信用協同組合については国の直接執行事務、法定受託事務の両意見を併記(H9. 3. 19)〕	中小企業団体の組織に関する法律(別紙1の362) ・ 商工組合(商工組合連合会)の設立の認可等は都道府県の自治事務。(法42条、101条の3ほか) 中小企業等協同組合法(別紙1の363) ・ 事業協同組合の設立の認可、定款変更の認可その他事業協同組合等に関する事務は都道府県の自治事務。(法9条の2の2、9条の2の3ほか)  ・ 中小企業等協同組合からの報告徴収、業務会計状況の検査権限は都道府県の自治事務。(法105条の3、105条の4ほか) 〔・信用協同組合等の指導監督は、国の直接執行事務〕(法27条の2、31条ほか)	[315条関係] ・ 政令要確認 (法第101条の3で具体の事務は政令に委任) [307条関係] ・ 計画どおり措置 (法第111条で具体の事務は政令に委任)  ・ 計画どおり措置 (法第111条で具体の事務は政令に委任) 〔・計画どおり措置〕

【事務の整理】

(通産省)

項 目	地方六団体意見（年月日）	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
<p>消費者行政における立入検査等の調査権限、是正権限</p>	<p>(H8.7.29)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法、割賦販売法における販売事業者等に対する報告徴収、立入検査等は（都道府県の）自治事務。</li> <li>家庭用品品質表示法において、地方公共団体の長の指示に従わなかった場合の公表は（都道府県の）自治事務。</li> </ul>	<p>消費生活用製品安全法(別紙1の342)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>販売事業者に対する報告の徴収、立入検査等は都道府県の自治事務。(法83条、84条ほか)</li> </ul> <p>家庭用品品質表示法(別紙1の373)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>販売業者に対する報告の徴収、立入検査は都道府県の自治事務。(法19条)</li> </ul> <p>割賦販売法(別紙1の329)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>許可割賦販売業者等に対する報告徴収、立入検査は都道府県の自治事務。(法43条、44条ほか)</li> </ul> <p>家庭用品品質表示法(別紙1の373)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指示に従わない販売業者の公表は都道府県の自治事務。(法4条2項)</li> </ul>	<p>[333条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画どおり措置(法第95条の2で具体の事務は政令に委任)</li> </ul> <p>[324条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画どおり措置(法第19条の2で具体の事務は政令に委任)</li> </ul> <p>[322条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画どおり措置(法第47条の2で具体の事務は政令に委任)</li> </ul> <p>[324条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画どおり措置(法第19条の2で具体の事務は政令に委任)</li> </ul> <p>※権限委譲については措置済(家庭用品品質表示法施行令の改正政令)(平成10年12月16日公布)(平成11年4月1日施行)</p>

【事務の整理】

(労働省)

項 目	地方六団体意見 (年月日)	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
産業振興等関連 (地方事務官)	(H9. 2. 17) ・ 地方事務官の行っている事務については法定受託事務とすべき。	<p>民法 (別紙 1 の 404)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職業安定法、雇用保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律及び労働保険特別会計法の施行に関する事務 (雇用保険法施行令 1 条 2 号に掲げる事務を除く。) に関連する事項を事業の目的とする公益法人の設立の許可等の事務は、国の直接執行事務。(法 3 4 条、3 8 条等：8 3 条ノ 2 及び公益法人に係る主務官庁の権限の委任に関する政令 1 条による委任)</li> </ul> <p>信託法 (別紙 1 の 405)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職業安定法、雇用保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律及び労働保険特別会計法の施行に関する事務 (雇用保険法施行令 1 条 2 号に掲げる事務を除く。) に関連する事項を目的とする公益信託の監督等の事務は、国の直接執行事務。(法 6 7 ～ 7 3 条等：7 4 条及び公益信託に係る主務官庁の権限の委任に関する政令 1 条による委任)</li> </ul> <p>破産法 (別紙 1 の 406)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職業安定法、雇用保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律及び労働保険特別会計法の施行に関する事務 (雇用保険法施行令 1 条 2 号に掲げる事務を除く。) に関連する事項を事業の目的とする社団法人又は財団法人の継続の認可は、国の直接執行事務。(法 3 1 1 条：3 1 1 条及び公益法人に係る主務官庁の権限の委任に関する政令 1 条による委任)</li> </ul> <p>※ 3 4 8 条に係る事務区分については、準用される 3 1 1 条の整理によるものとする。</p>	<p>[93条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政令要確認 (8 3 条ノ 2 (改正) 行政庁→国ニ所属スル行政庁 8 3 条ノ 3 第 1 項 (新設) 「都道府県ノ知事其ノ他ノ執行機関」に政令委任が可能)。</li> </ul> <p>[95条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政令要確認 (7 4 条 (改正) 行政庁→国ニ所属スル行政庁 7 5 条 1 項 (新設) 「都道府県ノ知事其ノ他ノ執行機関」に政令委任が可能)。</li> </ul> <p>[96条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政令要確認 (3 1 1 条 2 項 (改正) 行政庁→国ニ所属スル行政庁 3 1 1 条 3 項 (新設) 「都道府県ノ知事其ノ他ノ執行機関」に政令委任が可能)。</li> </ul>



【事務の整理】

(労働省)

項 目	地方六団体意見 (年月日)	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
産業振興等関連 (地方事務官) (つづき)		<p>育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (別紙1の412)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認定中小企業団体が行う労働者の募集時期等に関する届出の受理等 (法39条:39条及び施行令1条による委任) は、国の直接執行事務。</li> </ul> <p>職業安定法 (別紙1の413)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共職業安定所長の指揮監督等 (法7条)、労働者の委託募集の許可 (法37条:61条及び施行令5条による委任) 等は、国の直接執行事務。</li> <li>都道府県に対する労働大臣の指揮監督等は廃止。(法7条ほか)</li> <li>国と地方公共団体の雇用施策に関する役割分担とその位置づけを明確にするとともに、相互に連絡・協力等する旨の規定を置く。</li> </ul> <p>雇用保険法 (別紙1の415)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村等に雇用される者について雇用保険法を適用しない旨の認定に関する事務 (法6条:2条及び施行令1条による委任) は、国の直接執行事務。</li> </ul> <p>労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (別紙1の417)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>継続事業の一括の認可及び指定 (法9条:45条及び施行令6条による委任)、労働保険事務組合に関する認可等 (法33条:45条及び施行令6条による委任) は、国の直接執行事務。</li> </ul>	<p>[396条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画どおり措置 (法45条及び49条の2)。</li> </ul> <p>[373条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画どおり措置 (法7条ほか、60条)。</li> <li>計画どおり措置 (法7条ほか)</li> <li>計画どおり措置 (雇用対策法3条の2、20条の3)。</li> </ul> <p>[392条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政令要確認 (具体の事務は法2条により政令委任)。</li> </ul> <p>[386条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画どおり措置 (法45条)。</li> </ul>

【事務の整理】

(労働省)

項 目	地方六団体意見（年月日）	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
<p>地域雇用対策 （地方事務官）</p>	<p>(H9. 2. 17) ・ 高齢者、障害者等の雇用対策等地域性の強い事務は自治事務とすべき。</p>	<p>高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（別紙1の416） ・ 都道府県高年齢者雇用安定センターの指定（法40条：58条及び施行令3条による委任）等、高年齢者職業経験活用センター等が行う無料職業紹介事業の届出の受理（法44条の3等：58条及び施行令3条による委任）は、国の直接執行事務</p> <p>障害者の雇用の促進等に関する法律（別紙1の418） ・ 市町村等における身体障害者等の採用計画及びその実施状況の通報の受理、採用計画の適正な実施に関する勧告その他身体障害者の雇用に関する事務は、国の直接執行事務。（法12、13、17条、令4、6条）</p> <p>中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律（別紙1の420） ・ 改善計画の認定を受けた事業協同組合等が行う労働者の募集時期等に関する届出の受理等（法13条：13条及び施行令6条による委任）は、国の直接執行事務。</p> <p>地域雇用開発等促進法（別紙1の421） ・ 労働大臣が作成する計画に基づく広範囲の地域にわたる職業紹介活動（法21条）は、国の直接執行事務。</p>	<p>[389条関係] ・ 計画どおり措置(法58条)。</p> <p>[382条関係] ・ 身障者等の採用計画及び実施状況の通報の受理については計画どおり措置(法12条)。 ・ 他の雇用に関する事務については、政令要確認。</p> <p>[395条関係] ・ 計画どおり措置(法13条)。</p> <p>[394条関係] ・ 計画どおり措置(法21条)。</p>

【事務の整理】

(建設省)

項 目	地方六団体意見 (年月日)	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
<p>都市計画</p> <p>【広域ゾーンニング】</p> <p>【地域地区、都市施設、市街地再開発事業】</p> <p>【開発許可】</p>	<p>(H8. 2. 15)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画区域の指定、線引きに関する都市計画の決定は、都道府県の自治事務とすべき。</li> <li>地域地区、都市施設、市街地開発事業に関する都市計画の決定は、市町村の自治事務とすべき。</li> <li>開発行為の許可は、地方公共団体の自治事務とすべき。</li> </ul>	<p>都市計画法 (別紙 1 の478)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画区域の指定等、市街化区域及び市街化調整区域、地域地区、都市施設、市街地開発事業、市街地開発事業等予定区域に関する都市計画の決定は、都道府県の自治事務。(法 5 条、7 条、8 条ほか)</li> <li>用途地域、都市施設及び市街地開発事業に関する都市計画の一部を全市町村へ権限移譲 (自治事務)。(法 8 条、11 条、12 条)</li> <li>市街化区域又は市街化調整区域内における開発行為の許可は、都道府県、20 万以上の市の自治事務。(法 29 条)</li> </ul>	<p>[437条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画どおり措置 (法 5 条、7 条、8 条ほか)</li> <li>計画どおり措置 (法 8 条、11 条、12 条)</li> <li>計画どおり措置 (法 29 条)</li> </ul>
<p>道 路</p>	<p>(H7. 11. 2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国道は国が、都道府県道は都道府県が団体事務として管理。</li> </ul>	<p>道路法 (別紙 1 の469)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定区間外国道の管理に関する事務は、都道府県、指定都市等の法定受託事務。(法 18 条、28 条、32 条等)</li> </ul>	<p>[415条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画どおり措置 (法 97 条)</li> </ul>

【事務の整理】

(建設省)

項 目	地方六団体意見 (年月日)	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
河 川	<p>(H8.10.30)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一級河川（広域的調整を要するものを除く）の管理は都道府県の自治事務とすべき。</li> <li>・二級河川の管理は都道府県の自治事務とすべき。</li> <li>・準用河川の管理は市町村の自治事務とすべき。</li> </ul>	<p>河川法（別紙1の460）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定区間内の一級河川の管理は、都道府県の法定受託事務。（法9条ほか）（法32条の流水占用料等の徴収事務は自治事務。）</li> <li>・二級河川の管理は、都道府県の法定受託事務。（法10条ほか）</li> <li>・準用河川の管理は、市町村の自治事務。（法100条）</li> </ul>	<p>[433条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政令要確認（法9条で具体の事務は政令に委任）</li> <li>・計画どおり措置（法100条の3）</li> <li>・計画どおり措置（法100条）</li> </ul>
海 岸	<p>(H9.3.11)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸保全区域の指定，海岸保全施設整備基本計画の作成，海岸保全区域の管理に関する事務は，都道府県の自治事務とすべき。</li> </ul>	<p>海岸法（別紙1の466）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸保全区域の管理（海岸の現状維持に関する事務に限る。）は、都道府県（又は市町村）の自治事務。（法5条1項・2項）</li> <li>・海岸保全区域の指定等、海岸保全施設の整備に関する基本計画の作成及び海岸保全区域の管理（海岸の現状維持に関する事務を除く。）に関する事務は都道府県（又は市町村）の法定受託事務。（法3条、5条、23条）</li> </ul>	<p>[420条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画どおり措置（法40条の4）</li> </ul> <p>（海岸保全施設に関する工事に係る事務を都道府県又は市町村の法定受託事務とする。）</p> <p>（海岸保全基本計画の作成は都道府県の法定受託事務。）</p>

【事務の整理】

(建設省・運輸省)

項 目	地方六団体意見（年月日）	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
<p>公有水面埋立</p>	<p>(H9.3.11)                      ・公有水面埋立の免許は都道府県の自治事務とする。</p>	<p>公有水面埋立法（別紙1の461）                      ・公有水面埋立の免許は、都道府県の法定受託事務。                      （法2条ほか）                      （免許後の行為規制等は、都道府県の自治事務。）                      （法6条、10条ほか）</p>	<p>[403条関係]                      ・計画どおり措置（法51条）</p>